

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">1</div> 気候非常事態宣言を行い、地球温暖化対策に全力を！		
趣旨	<p>本市は来年度、10年ぶりに環境基本計画の改訂を行うが、10年前と比べ地球環境のおかれている状況が根本的に変化した。これからの10年が人類の未来を左右すると言われる。環境基本計画策定を機に、気候非常事態宣言を行い、地球温暖化対策に市民とともに全力で取り組むことについて問う。</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>「プラネタリー・バウンダリー (惑星＝地球の限界)」という言葉が使われている。無限の包容力があると思われていた地球だが、私たち人間の活動が地球が許容できる限界を超えつつある。そしてある限界を超えると、取り返しがつかない「不可逆的かつ急激な環境変化」を起こすとされ、そして「その時」はもう間近に迫っている。</p> <p>中でも最も重大で決定的な影響を及ぼすのが地球温暖化だ。その影響を、私たちは肌で感じている。数十年に一度という豪雨や台風が、毎年のように日本列島をおそっている。世界を見ても、北極海の氷が急速になくなり、シベリアの永久凍土が溶け、凍土から融け出たメタンが土壌火災を起こしている。</p> <p>地球温暖化防止をめざして昨年1月にスタートしたパリ協定は、産業革命以前の平均気温と比べた上昇値を2.0℃未満、可能な限り1.5℃未満に押さえるために、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成を目標としている。しかしそれでは遅すぎるものがすでにわかっている。</p> <p>たとえ2050年に世界がカーボンゼロを達成しても、温暖化はすぐには止まらず、数十年後まで温度上昇は続く。今後10年の間に決定的な転換を行わなければ、極めて困難な事態を招くと、多くの科学者が警鐘を鳴らしている。未来に生きる若者たちは、大人が責任を果たすことを求め全世界で行動に立ち上がっている。</p> <p>私たち人間が、これからも安全に生活できる地球環境が維持できるかどうかを左右する決定的な10年を、今私たちは迎えている。求められているのは政策の「変化」ではなく「転換」であり、そのために総力でとり組まなければならない。まさにその時期に策定する向日市環境基本計画は、これまでと大きく異なる位置づけをもって取り組まなければならない。特に「地球温暖化対策実行計画」は環境基本計画の下位計画ではあるが、現在の取り組みの延長・修正にとどめてはならない。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">1</div> <p>気候非常事態宣言を行い、地球温暖化対策に全力を！</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>●日本でも、全国の自治体や衆参両院が「気候非常事態宣言」を宣言 この差し迫った状況を発信しようと、世界中の国や自治体で「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっている。日本は世界の動きに遅れてではあるが、全国57以上の自治体で宣言が出され、昨年11月には国会の衆参両院で「気候非常事態宣言」が全会一致で採択された。</p> <p>●ベッドタウンである本市では、温室効果ガスの排出量は民生分野（一般家庭・店舗）の占める割合が高く、産業分野が排出量を大きく削減している一方で、民生分野は排出量が増加しており、結果として本市全体の排出量は増加している。従って本市の地球温暖化防止の取り組みの鍵は、いかに活動への市民参加が進むかにある。</p> <p>【質問項目】</p> <p>(1) 全国の自治体で「気候非常事態宣言」が広がり、国会でも「気候非常事態宣言」が採択された。本市も「気候非常事態宣言」をおこない、市民に発信することが大切だと考えるが、いかがお考えか。</p> <p>(2) これからの10年は、人類の未来を左右する10年だ。この時期に策定する環境基本計画、地球温暖化対策実行計画を、どのような位置づけ、体制で取り組むかについて聞く。</p> <p>(3) 地球温暖化防止にむけた本市の取り組みについて聞く。検証可能な目標の設定が必要だが、どのように考えるか。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">2</div> 高齢者・障がい者・子育て支援の従事者すべてにPCR検査を		
趣 旨	<p style="text-align: center;"> 新型コロナワクチンの先行接種が始まったが、ワクチン頼みでなく継続した感染防止対策が重要だ。少なくとも身体接触が避けられない高齢者・障がい者・子育て支援の従事者に対するPCR検査を実施することが必要ではないか。 </p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>(1) ワクチン接種にあたっては、強制圧力がないようにすることについて</p> <p>日本国内においても医療関係者への新型コロナワクチンの先行接種が始まり、市民にとって大きな関心事となっている。ワクチンに、宣伝されているような画期的効果があり、かつ重大な副反応がないことが期待される。しかし今回のワクチンは通常の手続きを大幅に簡略化して特例承認された。日本国内の治験データはわずかであり、感染予防効果の調査もされていない。多くの国民が期待する一方で大きな不安を持つのは当然だ。</p> <p>日本感染症学会ワクチン委員会の「COVID-19 ワクチンに関する提言書」は、「国が奨めるから接種するというのではなく、国民一人一人がその利益とリスクを正しく評価して、接種するかどうかを自分で判断することが必要です。」「国や地方公共団体および医療従事者はそのための情報発信とリスクコミュニケーションに心がける必要があると考えます。」と述べている。</p> <p>新型コロナワクチンは、予防接種法で定められた「臨時接種」とされ、国民は「努力義務」があるとされているが、国会審議において厚労大臣は「接種するかしないかは国民自らの意思にゆだねられる」「接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取り扱い等は許されない」など、あくまで個人の自由意思によることを強調している。しかし現実には、特に医療・介護・保育など身体的接触が避けられない仕事への従事者に対して、ワクチン接種しないと働けないような強制圧力が起きるのではないかとの懸念がある。</p> <p>①ワクチン接種については、接種強制の圧力があってはならないこと、ワクチンに対する正確な情報を基に市民が自らの意思で接種するかどうかを決めることを、本市としても機会あるごとに市民に伝えていただきたいがどうか。</p> <p>②また、こうした市民の相談に応じる態勢をつくっていただきたいがどうか。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">2</div> <p>高齢者・障がい者・子育て支援の従事者すべてにPCR検査を</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>(2) ワクチン頼みでなく感染防止対策が重要。その要は社会的検査の拡充ではないか？</p> <p>たとえワクチンの効果が期待通りであったとしても、世界で集団免疫が獲得されるまでには、数年かかると言われている。しかも、今後どんな問題が起きるか予測不能だ。やはり感染防止対策の徹底が重要であり、その基本は市民による感染防止行動と、社会的な検査と医療の体制を充実させることだ。</p> <p>我が国は、これまで1年間にわたって市民には行動変容を求め続ける一方で、社会的な検査と医療体制の拡充には全く消極的だった。そんな中で感染拡大の第3波を迎えて病床が逼迫し、感染しても入院できずに自宅等で待機となる方が続出した。</p> <p>こうした状態は、高齢者支援の現場に大変な混乱をもたらしている。先日、市民団体による厚生労働省への申し入れに、私もリモートで参加した。参加されたある高齢者施設で働く方から切実な訴えを聞いた。</p> <p>●「私の働く施設でついに陽性者が複数名出ましたが、入院できないので施設内でゾーンを作って見ていくしかありません。特に感染者と接するレッドゾーンの職員は、完全防備して対応していますが、仕事を終えて家に帰って家族にうつさないかと、感染におびえながらの日々を過ごさないといけません。」・・・専門的な知識や訓練や装備もなく、感染者に密着した介護の仕事続けるのは、大変なプレッシャーだったと思う。</p> <p>このような高齢者支援の現場の声を受けて、各地で自治体独自に高齢者施設従事者などへの社会的検査を実施する動きが広がり、腰の重かった厚労省もようやく最近になって、高齢者施設等の従事者全員へのPCR検査を行うよう全国の自治体に連絡を発出した。これを受け、京都府でも入所型の高齢者施設、障がい者施設の従事者全員のPCR検査実施を開始した。</p> <p>①本市にある高齢者施設・障がい者施設の従事者への京都府によるPCR検査は、どのような現状か？</p> <p>②最近、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長も「感染リスクの高い地域などを中心に、無症状者に焦点を当てた広範かつ頻回に行う積極的検査をやってもらいたい」と、繰り返し言及している。無症状者への社会的検査の重要性について</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">2</div> <p>高齢者・障がい者・子育て支援の従事者すべてにPCR検査を</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>て、本市の考えはどうか。</p> <p>社会的なPCR検査の実施は、陰性であることを証明することが目的では無い。陽性者を発見して保護し、無症状者による感染拡大を防止することだ。多くの無症状者が感染を広げている新型コロナ対策に必須ではないか。</p> <p>一方、国が検査を指示したのは入所型施設の従事者のみであり、たとえばデイサービスや訪問介護などは対象外だ。訪問介護の現場から次のような厳しい実態を聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「居宅サービス利用者が感染して自宅待機になった場合、厚労省からは必要なサービスは継続するよう求める通知が来ている。しかし感染防護の専門知識も道具も無いのにそんなの無理。その人をみた後、何人もの利用者を回らなければならないので、自分が感染を広げてしまう。」 <p>こうした現状で、「コロナを恐れてサービスの利用を控える方が多く、そうした方が何人も骨折している」など、状態が目に見えて悪化する利用者が増えていると聞く。</p> <p>また、たとえ職場や利用者に感染者が発生しなくても、医療・介護サービス従事者は、大変な生活を1年にわたって強いられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県の介護事業所で働いているが県外に出たら2週間出勤停止と言われている。 ● 医療機関に勤める息子家族が正月に来たが、家の中に一步も入らず玄関で5分ほど立ち話して帰った。 ● 自分が感染して介護事業所が止まったら責任重大なので、この1年は公共交通を一度も利用したことがない。 <p>③京都府と連携して、または本市独自で、入所型以外の高齢者施設に限らず、身体接触が避けられない高齢者・障がい者支援、更に子育て支援の従事者に対するPCR検査を実施するべきではないか？国の新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金は、このような目的にこそ使う価値があると考えますが、いかがか。</p> <p>最近では民間のPCR検査機関は大幅に拡大しており、早く安価で大量のPCR検査が可能になっている。保健所を持っていない自治体においても、独自に民間事業者と契約し、検査を拡充しているところが増えている。今のうちにしっかり体制を整えておくべきでだと考える。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">3</div> 職員のこころの健康を支える取り組みの強化を求める		
趣 旨	<p>本市では、一昨年 of 本市生活保護行政に関わる事件を契機に、職員が一人で困難を抱え込まず、組織で対応できる体制づくりに取り組んできた。また合わせて、職員のこころの健康（メンタルヘルス）を支える体制も問われてきたことから、取り組みの現状と今後について聞く。</p>		
事 項（質問・提案等）	<p>(1) 自己申告書制度の運用変更について</p> <p>一昨年の事件では、本市職員が精神的に追い詰められ、異動希望を自己申告書で訴えていたにもかかわらず、無視されていたことから、職員の切実な訴えに組織として対応してゆける制度のあり方が問題とされ、その対策の一環として「自己申告書」の運用が、今年より変更された。これまで職員から人事課に直接提出されていたやり方を変更し、所属長に提出し、所属長との面談を行なうことになったと聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①制度の変更の趣旨は、職員に丁寧に説明されているか。 ②自己申告書の提出状況に、どのような変化があったか。 ③上司への不満など思ったことを書けないとの声も聞いているが、職員の声はどうか。 ④そのような場合は、人事課へ直接相談をするルートがあると聞いているが、何件あったか。 <p>(2) 職員のこころの健康に関する相談について</p> <p>ここ数年メンタルの原因による休職が増えているようだ。「向日市人事行政の運営等の状況」によると、心身の故障による休職者がH29年度2人、H30年度8人、R1年度17人と激増している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①そのうち、メンタルの原因による休職者は各年度何人か。合わせて今年度の休職者の状況はどうか。 ②メンタルに関する職員からの相談は、産業医による面談や精神保健指定医による「こころの相談」などの相談窓口があるとされるが、年間どの程度の相談があるか？また職場におけるセクハラ、パワハラに関する相談の状況はどうか。 ③相談制度も重要だが、日常の困ったときに気軽に相談できる、風通しの良い職場づくりが基本である。そうした職場作りにむけて取り組んでいることについて問う。 		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin: 10px 0;">3</div> 職員のこころの健康を支える取り組みの強化を求める			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>(3) 衛生委員会の強化について</p> <p>職員のこころの健康のケアにおいて、労働安全衛生法に定められた衛生委員会が重要な役割を果たすことが求められる。しかし、本市においては毎月1回の開催が法令で義務づけられているにもかかわらず、これまで年に1回程度しか開催されておらず、十分機能していなかったように思われる。昨年10月より毎月1回開催されるようになったが、今後のさらなる改善を求めて以下質問する。</p> <p>①現在、本市には衛生管理者は1人しかいないが、労働安全衛生管理規則に従えば、本来は何人の配置が必要と考えるか。今後どう対応する考えか。</p> <p>②法令に適合した衛生管理者の配置、衛生委員会の開催を制度的に保障するために、本市の職員衛生管理規則の改訂を行う必要はないか。</p>			